

あわらし市社会福祉協議会
第1次事業継続計画
(BCP)

平成26年3月

社会福祉法人あわらし市社会福祉協議会

目次

第1章 事業継続のための方針

第2章 本計画書で想定する緊急事態の被害及び事業への影響分析結果

第1節 本計画書で想定する緊急事態

- (1) 大規模地震の発生
- (2) 感染症の流行

第2節 各経営資源に対する被害想定

- (1) 大規模地震の発生による被害想定
- (2) 感染症の流行による被害想定

第3節 重要な事業と目標復旧時間

- (1) 大規模地震発生時
- (2) 感染症流行時

第3章 緊急事態における対応の流れ

第1節 大規模地震への対応について

- (1) 全体の流れ
- (2) 初動対応
- (3) 復旧・事業継続対応

第2節 感染症流行への対応について

- (1) 全体の流れ
- (2) 初動対応
- (3) 復旧・事業継続対応

第4章 関連するプロトコル及びマニュアル

- (1) 自然災害時職員行動手順
- (2) 緊急時対応マニュアル
- (3) 災害ボランティアセンター運営マニュアル
- (4) 福祉避難所運営マニュアル
- (5) 感染対策マニュアル

第5章 日常管理と維持・更新計画

第1節 日常管理

第2節 訓練

第3節 今後の維持・更新計画

第6章 資料集

第1章 事業継続のための方針

東日本大震災から3年が経過しましたが、地震の爪痕は深く、被災地は今なお復興期の混乱が続いています。阪神淡路大震災以降、日本はたびたび大型の地震に見舞われており、引き続き各地で大地震が起こる危険性が高いといわれています。また近年、集中豪雨や竜巻などの異常気象の発生も指摘されており、社会福祉施設が土石流の被害を受けた例も、記憶に新しいところです。

ひとたび災害が起こると私たちの暮らしは大きな影響を受けることとなりますが、当協議会の事業活動もまた、ライフラインの寸断や物流の停滞により、大きな制約のもとで展開していかなければならないことが予想されます。当協議会は、権利擁護や介護事業など市民の皆様のご生活に直結する福祉サービスを幅広く展開しており、このような災害発生時であっても出来得る限り福祉サービスを提供し、ご利用の皆様や市民の皆様のご生活を守ることが重要な使命であり、そのためには平時の備えが欠かせないものと考えております。

もとより、災害や感染症の発生を想定した各種のマニュアルを整備し、事業毎の対応については整理してきたところですが、発災後これらのマニュアルを統合的に運用し福祉サービスを継続してゆくため、緊急時事業継続計画の立案に取り組むこととなりました。

第1次計画では、通常の実業展開が困難となるような大規模地震の発生、又は新型コロナウイルスの流行を念頭に、被害の想定、復旧に要する時間と対応の流れを明らかにし、併せて関連するプロトコル、マニュアルを点検することとしています。また、検討結果をもとに日常の備えと訓練、計画の維持・更新も盛り込み、組織の変更などに柔軟に対応できるしくみを組み込むこととしています。

○事業継続のための基本方針

当協議会は、大規模災害の発生時に次の基本方針に従い、事業を適切に実施することとします。

1. 人命、安全の確保

当協議会のサービスを利用している人、職員及びその家族の安否確認、安全の確保を最優先事項とします。

2. 社会的責務の履行

あわら市、福井県社会福祉協議会などの関係機関と連携し、災害ボランティアセンター、生活福祉資金の貸付相談及び福祉避難所の設置・運営を行います。

3. 本計画に基づく事業の早期復旧、維持継続

当協議会が平時に行っている事業について、復旧・維持継続すべき事業について優先順位により実行し、もしくは目標復旧時間内の復旧を目指します。

第2章 本計画書で想定する緊急事態の被害及び事業への影響分析結果

第1節 本計画書で想定する緊急事態

本計画書では、以下の(1)(2)の2点を緊急事態として想定する。

(1) 大規模地震の発生

あわら市を縦断する活断層のうち、最も地震の規模が大きいと予想される福井平野東縁断層帯主部において、M7.6の地震が発生した。その地震により、老人福祉センター市姫荘及び老人憩いの家百寿苑さらに金津雲雀ヶ丘寮付近では、震度6強の揺れを観測したと想定する。

(2) 感染症の流行

感染症(新型インフルエンザ、SARS等の重篤な症状を呈する感染症をいう)が流行し、利用者、法人事務局職員、金津雲雀ヶ丘寮職員のいずれかに感染者がでた。感染症は長期にわたって、連鎖的に続いていくため、終息までに1ヶ月～3ヶ月程度を要すると想定する。

第2節 各経営資源に対する被害想定

大規模地震の発生、感染症流行時における各経営資源の被害を以下のように想定する。

(1) 大規模地震の発生による被害想定

人員	東縁断層帯付近に居住する職員は、30%は長期(7日以上経過後～時期不明)出勤不能、50%は短期(4日～6日)出勤不能、20%は即応(3日以内)出勤可能。 震度6強のうち強度の地震動に見舞われる地域に居住する職員は、20%が長期出勤不能、40%が短期出勤不能、40%は即応出勤可能。 震度6強のうち弱度の地震動に見舞われる地域に居住する職員は、20%が短期出勤不能、80%が即応出勤可能。 震度6弱以下の地震動に見舞われる地域に居住する職員は、10%が短期出勤不能、90%が即応出勤可能。
施設	老人福祉センター市姫荘及び百寿苑が一部損壊して、安全が確認できるまで一時利用できない。

	<p>金津雲雀ヶ丘寮の耐震補強済みの A 棟・B 棟は壁等にひびが入り、一部の居室が使用できず、耐震補強を行っていない C 棟（平成 26 年度建て替え予定）は被害甚大で使用不可となる。</p> <p>金津雲雀ヶ丘寮 A 棟・B 棟のボイラーは配管等に損傷がみられるため、当分の間使用を断念する。</p> <p>施設の損壊・倒壊により、一部のトイレや風呂の使用ができない。放送システムが故障し、使用できなくなる。</p>
資材	<p>金津雲雀ヶ丘寮で使用するオムツなどの消耗品、医薬品の調達が困難となる。</p> <p>食料・飲料・生活用品やガソリンなどの調達が困難となる。</p> <p>金津雲雀ヶ丘寮では医療機器（吸たん器等）が一部損傷し、使用不可となる。</p>
ライフライン	<p>電気・水道・ガスの使用ができないため、金津雲雀ヶ丘寮では厨房での調理ができない。</p>
資金	<p>建物の損壊により、安全が確認されるまで通帳、銀行印、定期預金証書等の重要書類の確認・搬出ができない。</p> <p>金融機関の麻痺により、資金調達や決済が困難となる。</p> <p>利用減少または事業の中止に伴い、深刻な収入減や委託料の返還が生じる可能性がある。</p>
情報	<p>老人福祉センター市姫荘にあるサーバーが停止し、各所にあるパソコンが利用できない。</p> <p>発災当初、固定電話・携帯電話ともに利用が困難となる。通信手段が途絶えることにより、電話回線による情報収集・発信が困難となる。</p>
その他	<p>ライフラインの途絶や通信手段の喪失により、福祉サービスやその他事業の継続が困難となる。</p> <p>公用車に大きな被害はみられないが、道路に地割れや地すべりがおきているため、車での移動は大きな制約を受ける。</p>

(2) 感染症の流行による被害想定

人員	<p>時間の経過とともに職員や家族に感染が広がり、出勤できる職員が減少していく。</p> <p>利用者が減少し、流行期を過ぎても利用再開に至らない人が出る可能性もある。</p> <p>※SARS は致死率 15%程度（CDC：アメリカ疾病予防管理センター）、H5N1 型で 5～10%、H1N1 型で 0.5～2%、発症率は全人口の 25%、流</p>
----	--

	行期は 8 週間程度で、職員本人やその家族の罹患により、最大時で職員の約 40%が欠勤すると想定（厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」）。
資材	感染症の流行に伴い、マスクや消毒液など、感染予防に必要な衛生用品の使用頻度が増加する。一方、調達先事業者の業務も制約を受けると想定されることから、補充に通常よりも時間がかかり、在庫が減少する。
資金	経理担当の職員が感染した場合、決済事務が滞る可能性がある。 金融機関の窓口開設時間が短縮されたり、機械対応になる可能性がある。 利用減少または事業の中止に伴い、深刻な収入減や委託料の返還が生じる可能性がある。
情報	感染症により欠勤した職員の担当業務に関する詳細情報が分からなくなるおそれがある。

第3節 重要な事業と目標復旧時間

大規模地震発生時及び感染症流行時における継続・早期復旧すべき事業とそれらの目標復旧時間を事業所ごとに分け、以下のように定める。また、目標復旧時間は A（即時）、B（24 時間以内）、C（3 日以内）、D（1 週間以内）の大きく 4 つに分類する。

(1) 大規模地震発生時

【法人事務局】

施設内利用者、職員の安否確認・安全の確保	A
雲雀ヶ丘寮、あわら市、その他機関との連絡	A
社協事業（福祉サービス利用援助事業、成年後見センター事業、ふれあい型給食サービス）利用者の安否確認	B
正副会長会議の開催	C
災害ボランティアセンターの設営（災害援護資金貸付事業を含む）	C
連絡体制の復旧	C
福祉サービス利用援助事業及び成年後見センター事業の再開	D

【金津雲雀ヶ丘寮】

入居者・入所者への介護サービス及び安否確認・安全の確保	A
職員の安否確認	B
福祉避難所の設営	C

(2) 感染症流行時

【法人事務局】

福祉サービス利用援助事業及び成年後見センター事業（利用者の感染状況の把握を含む）	B
ふれあい型給食サービス事業	D

【金津雲雀ヶ丘寮】

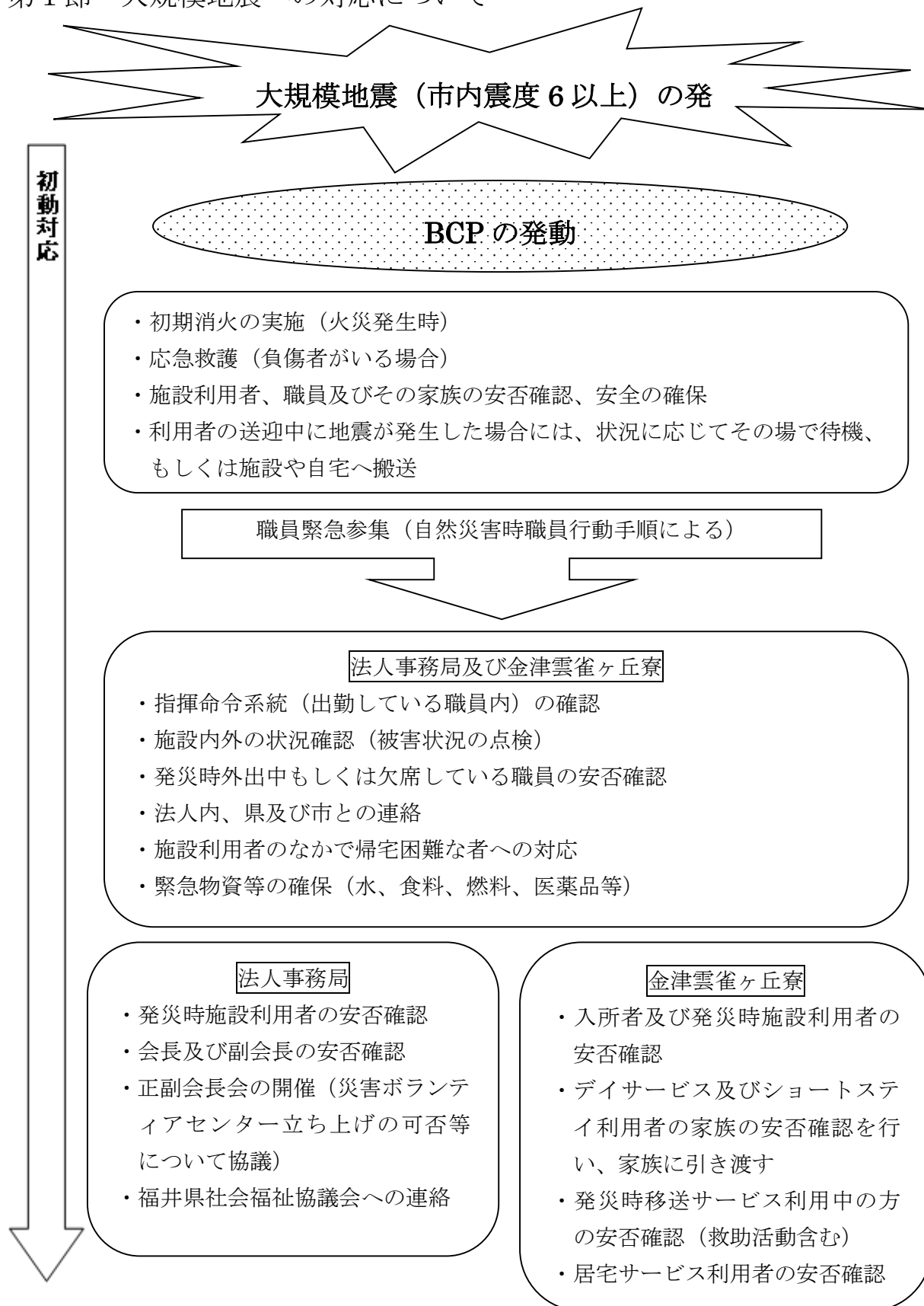
入居者・入所者への介護サービス及び感染状況の把握	A
職員の感染状況の把握	B
福祉避難所の設営	C
ショートステイ・デイサービス・居宅介護支援・障害相談支援・訪問サービスの再開 （サービス利用者及び家族の感染状況把握も含む）	D

第3章 緊急事態における対応の流れ

緊急時に迅速な対応がとれるよう、大規模地震及び感染症流行時の対応方法について初動対応や復旧・事業継続対応を含め、全体の流れを定めておく。BCPを発動した際には、定めた対応の流れに則り、適切に対応していくこととする。

本計画書ではそれぞれの対応の流れについて以下のとおりフローチャートに表す。ただし、法人事務局及び金津雲雀ヶ丘寮のどちらにおいても必要とされる対応についてはまとめて記載し、それぞれにおいて必要とされる対応については各々記載する。

第1節 大規模地震への対応について



復旧・事業継続対応

- ・施設及び設備の応急処置（片付け・破損箇所の修理）
- ・継続する事業で不足する人員は休止する事業の担当で補う
- ・各事業・サービス利用者の安否確認と状況把握の結果に基づき、福祉避難所への誘導（案内）を行う
- ・法人内及び行政との継続した連絡と連携を図る

法人事務局

- ・住民（民生委員や福祉推進員等）から地域の情報を収集する
- ・福井県社会福祉協議会との継続的な連絡・連携を図る

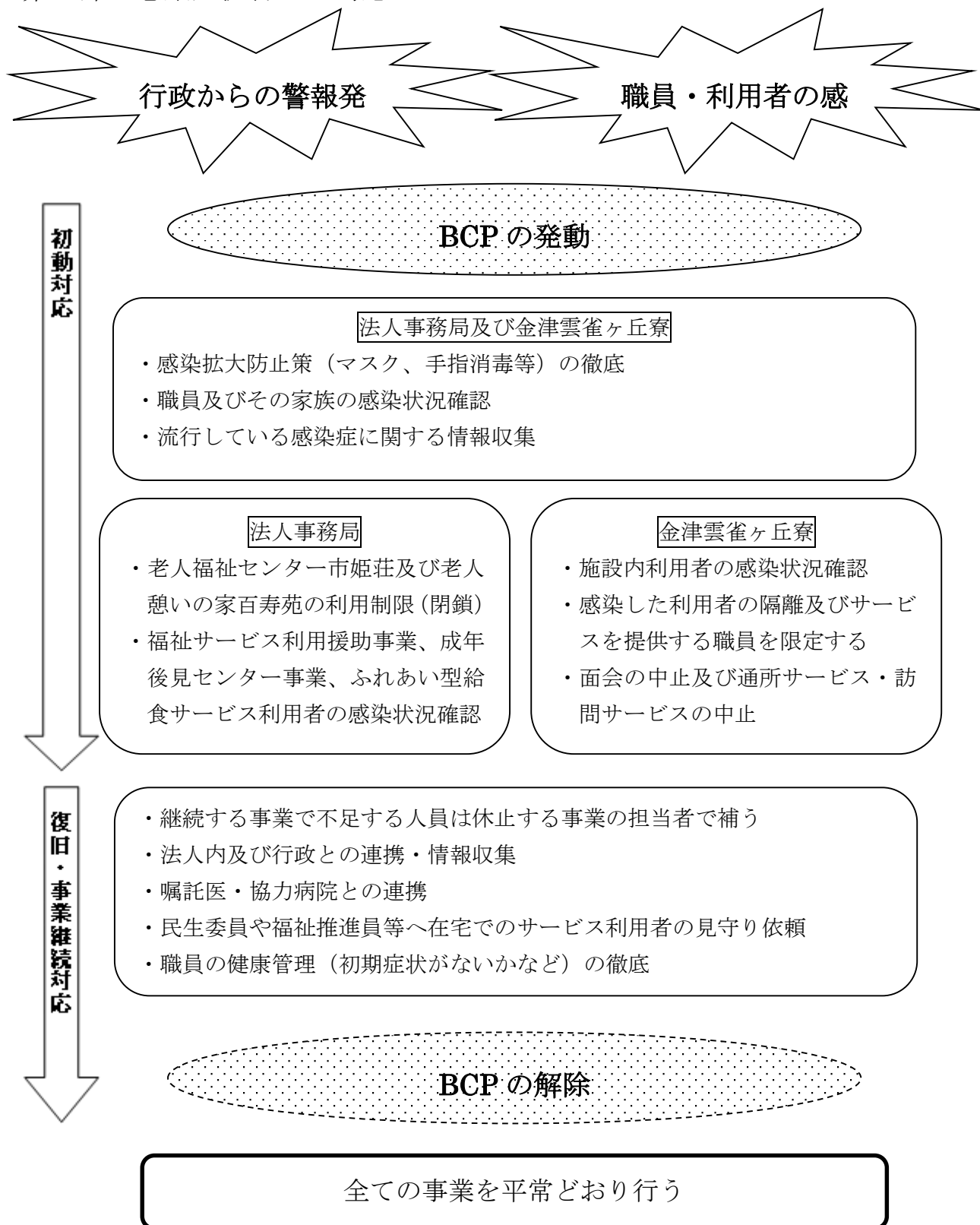
金津雲雀ヶ丘寮

- ・他の福祉避難所の受入容量を確認する
- ・消耗品等の入手が困難な場合には、利用者個人の持ち物を借り上げるなどして入荷までの管理を施設が行う

BCPの解除

全ての事業を平常どおり行う

第2節 感染症流行への対応について



第4章 関連するプロトコル及びマニュアル

本計画書に関連する以下のプロトコル及びマニュアルは、本計画書の巻末に別添資料として添付する。

(1) 自然災害時職員行動手順

自然災害が発生した場合の職員の行動手順や配備基準、また事務所や主な関係機関等の連絡先を記載する。職員は冊子を常に携帯し、自然災害が発生した際には行動手順に則り行動することとする。

(2) 緊急時対応マニュアル

緊急時として地震・土砂、河川氾濫、感染症の流行を想定し、平時の取り組みやそれぞれの発生に伴う対応方法について定める。

(3) 災害ボランティアセンター運営マニュアル

災害が発生した際に被災者・被災地の一刻も早い復興を目的として設置・運営する災害ボランティアセンターの運営方法について定める。

(4) 福祉避難所設置・運営マニュアル

災害の発生等に際して、一般的な避難所では生活に支障を来たすと思われる高齢者や障害者、妊産婦等を受け入れる福祉避難所の運営方法について定める。

(5) 感染対策マニュアル

感染症が流行した際の対策及び感染拡大防止策等について定める。

第5章 日常管理と維持・更新計画

第1節 日常管理

緊急事態には発生後の対応策だけでなく、普段からの取り組みで被害の軽減を図ることが重要である。そのため、当協議会では大規模地震の発生や感染症の流行に備え、日常的に以下の取り組みを行う。

(1) 備蓄品の管理

大規模地震の発生の際には約3日分の食料・飲料を備えておくことが必要だと考えられているため、その発生に備え、入居者・入所者及び職員の3日分の食料・飲料を備蓄する。また、感染症の流行に備え、マスクや消毒液等衛生用品を約2週間分備蓄する。

あわせて、定期的に備蓄品の消費期限を確認し、先入先出法により常時適正在庫の確保に務める。

(2) 転倒防止・飛散防止

地震の発生に備え、書庫等の什器類、コンピュータ等は天井や壁などに固定するか、またはその他の転倒防止策をとる。また、ガラスの飛散を防止するため、対策が取られていない窓ガラス等は、順次ペアガラスへの入れ替えを行うと共に、避難経路・居室など急ぎ対策を要する場所については、飛散防止フィルムの貼付を進める。

(3) データサーバーの安全対策

データサーバーは老人福祉センター市姫荘の1階に置かれており、地震の発生や河川の氾濫の際に被害を受けることが想定される。そのため、緊急時における安全性を高めることを目的として、データサーバーを2階に設置すると同時に転倒・落下防止策を取る。

(4) 無線機の動作確認

緊急事態に電話等が使用不能となる場合に備え、業務用無線機を配備している。平時から無線機が正常に使用できるか、故障がないか等、定期的に動作確認を行うこととする。

第2節 訓練

大規模災害や感染症の流行発生時に、本計画書に沿って適切に行動できるようにするため、以下に挙げるような周知・訓練を平時から行うこととする。

(1) 役職員への周知徹底

本計画書の周知徹底を図るため、法人事務局では職員全員で、金津雲雀ヶ丘寮では各事業所毎に、年1回本計画書の内容と職員行動手順、緊急連絡体制の確認を行う。また、新規採用された職員にはその都度説明を行うこととする。

さらに、役員に対し年1回本計画書の内容説明を行い、当協議会の災害時における基本方針や優先事業について確認してもらう。

(2) あわら市の総合防災訓練への参加

市の総合防災訓練において災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行い、職員の行動手順を確認する。また訓練を通して、災害発生時における当協議会職員としての役割を再確認する。

(3) 県内社協災害時相互支援協定に基づく訓練への参加

福井県内社協災害時相互支援協定に基づく訓練に参加し、県及び各市町社協職員との災害時における相互支援について協議するとともに、職員間の連携強化を図り、災害が起きた際には迅速かつ適切な相互支援が出来るように備える。

(4) 福祉避難所の設置運営訓練の実施

金津雲雀ヶ丘寮において年1回福祉避難所の設置運営訓練を行い、福祉避難所立ち上げ時に迅速な対応ができるよう努める。

第3節 今後の維持・更新計画

本計画に基づき、毎年4月に職員の連絡先を記した緊急連絡網を作成し、緊急時における連絡体制の確立と連絡方法の周知徹底を図る。また、訓練の過程で不具合、改善点が見つかった場合は、すみやかに改良の処置を取るものとする。この場合、計画の版を次のとおり改めるとともに、巻末に変更内容を列記するものとする。

- ・計画の全面改訂、新たな内容の追加等は、版を改める。
- ・計画の一部改良、小幅な内容の追加等は、版に小数点以下の番号を付加して表記する。
- ・第4章に定めるプロトコル、マニュアルの改訂を行った時は、本計画に習いそれぞれに版を改めた上で、本計画の巻末に変更内容を列記するものとする。

本計画は、3年毎に内容を点検し、見直しを行うこととする。ただし、策定又は改訂から3年を経ずして内容の追加、大幅な改正を行なった時は、その翌年度を起算点として行う。

また、あわら市や市内福祉事業所と協議を行い、3年以内を目途に以下の内容についてあわら市地域防災計画への明記を働きかける。

- ・災害が起きた際の市・市内福祉事業所との連携の取り方について
- ・あわら市防災会議への参画について

第6章 資料集

参考資料

- (1) あわら市防災ガイドブック（あわら市、平成 25 年 3 月発行）
- (2) 災害時における社協ネットワークによる相互支援協定
- (3) 「新型インフルエンザ発生時の被害想定について」新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ（厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室、平成 25 年 2 月 7 日）
- (4) 大規模地震災害と豪雨災害等に対応するための社協事業継続計画書第 1 版（社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会、平成 25 年 3 月策定）
- (5) 福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定ガイドライン災害に強い事業所づくり～社会福祉事業における BCP 方法と実践～（株式会社浜銀総合研究所、平成 25 年 3 月発行）
- (6) 福祉事業所における事業継続計画（BCP）策定ガイドライン災害に強い事業所づくり～利用者へのサービスを維持するための地域との連携のあり方～（株式会社浜銀総合研究所、平成 24 年 3 月発行）